時事新報

第千三百六十九號

明治十九年九月一日　水曜日
舊丙戌八月四日（甲子）

月出午前八時十八分　月入午後八時三十二分　滿潮午前七時十七分　午後七時四十一分

（西暦一千八百八十六年）

時事新報

支那人の活潑なるは文明の利器に由るものあり

近年支那人が外國の交際上に活潑の色を現はしたるは普く人の知る所にして例へば朝鮮は獨立國の體面を以て世界各國と對等の條約を結ぶにも拘はらず支那人は之を屬邦視して明治十五年の亂には其國父を捕へて歸り事變後京城に兵隊を屯せしめ明治十七年の變に際して其兵は尋常の運動を爲す等一擧一動みれを文明の通法に照らして奇ならざるはなし又過般は米國にて其寄留人民が米人に虐遇せられたりとて同國政府に向ひ賠償の[illegible]たるが如き事の是非曲直は姑くさし置き[illegible]には不似合なる事例として見る可きものあり[illegible]巴諸國に往來する支那の使臣の擧動を見て[illegible]平々凡々たる者に非ず假令へ文明の交際中[illegible]體奇相を呈するにもせよ悠々として聽せざる[illegible]有様は田舍大盡が出京して都人士に交はり百事[illegible]て却て定價外の重きを爲すの情に異なら[illegible]事情を察するに三五年以來支那人の外國[illegible]擧動は都て奇にして活潑なりと云て可ならん抑も彼等が何の因縁ありて斯くも面目を改めたるやと尋るに我輩の所見を以てすれば單に之を文明利器の利用に歸せざるを得ず我輩が嘗て一言したるが如く近來西洋の文明が東漸して漸く流行するに際し支那人も終に其流行に加入して先づ其兵制の一部分を改め漸く西洋流の銃砲を用ひ又蒸氣軍艦を買入れ漸く其用法を試みて果して彈丸の遠きに達して汽船の進退の自由なるに感服する折柄明治十五年朝鮮の京城に大院君の亂ありければ是れぞ好き機會なれとて恰も新參武士が新調の刀劍を以て試切すると同様、近來得意の軍艦水兵の切味を試みたるに存外の奇効を奏して一層の得意を增さゞるを得ず次で安南に佛蘭西の事あり又其最中に朝鮮に金玉均の變を起して支那の爲には隨分多難の事情ありしかども金玉均の變亂に支那の兵は京城を去らず安南の事も勝負なしの姿にて局を結ぶなど支那人の意氣增長せざらんと欲するも得べからず左れば今回長崎にて彼の水兵等の暴動も唯其時の事情より生ずるみとにして十五日の亂暴は十三日の意趣返しに在り、十三日の意趣は酒より起りたりと云へば根も葉もなき事なれども少しく見る所を廣くして從前は至て穩なりし支那人が今度に至りて何故に酒を呑めば直に狂して意趣を醸す程の人氣に變じたるや、少々ばかりの意趣を含んで大勢の暴動に及び前後の擧動都て傍若無人なるは何の因縁にて然るものかと思案するときは其意趣は今度の事變を以て單に酒に歸するを得ず醉狂の原因は酒に在ること明白なれども其酒をして能く人を醉狂せしめ其酒狂人をして能く意趣を結ばし先、其意趣を遂しのたきに大勢の人をして上陸亂暴せしめたるものゝ禍を外にして遠き所に原因あるを見る可し即ち近年支那國人一般の中に滿ちる外交上の得意心これが原因たりと云はざるを得ざるなり又最近の事情に朝鮮政府が露國に保護を仰ぎたる事實と發見したるに付ても支那の方にくて大に之を怒り朝鮮國の其筋の人に向て迫る云々とあるは固より詳なると知る可らずと雖ども朝鮮政府にて或る部分の人々は兼て露國の強大なるに心醉して之に依頼せんことを欲し已に明治十七年の冬變亂の後日本より大使を京城へ差向けられ日韓れ交際危かりし其時にも朝鮮政府は竊に露人と謀そるみとありしは當時我輩の儻に耳にせしこともあり爾來露韓の間柄は決して疎なるものにあらざれば其關係に付き在京城の支那官吏が事實を探索し朝鮮人は中華を後にして露を先にす相濟まざることありとて舅姑の新婦に於けるが如く白眼以て之を窘むることにてもあらんらいよ／＼是れが事實なれば露國の方にて不愉快なるは必然の勢なれども支那人は最初よりこれを心頭に掛けずして傲然ろの威權を主張そるの覺悟ある可し殊に我輩が數年來日支兩國交際の由來を案ずるに例へば明治七年台灣事件にて支那人は我に向て五十萬の金圓を拂ふて和議を結局し次で琉球の廢藩置縣等吾々日本人の眼と以て見れば誠に奇ならず尋常一樣都て道理の範圍内に運動したる我内外の政略なれども愛國の情に偏して道理の明を失ふは往々各國人に免かれざる所のものなれば彼の台灣琉球の事に付ても支那人は身と爲りては或は吾々日本人の思ふがおとく思はざるものもある可し抑も今日と爲りては執念深く既往の事を言はず兩國現在の交際を圓滑にして共に貿易通信の利を利することろ知者の事にして我交際官も專ら此邊に勉め我輩も其主義に伴ふ者なれども人心の變化は秋天の晴雨の如くにして測る可らず殊に支那人が文明の利器たる軍艦銃砲を利用して其切味に心醉し時に或は濫用の掛念もなきにあらざれば我國に於ても目下南門の鎖鑰は片時も之を等閑に附す可らざるは必ず大に警戒して事を未だ起らざるに鎮壓すること最も切要なる可し蓋し支那人は其國の開闢以來三五年前より初て文明の利器を試用して其利を知り爾來諸外國に對して新ふ交際の運動を始めしるに幸にも失敗なくして中るもの少なからず既に中るとあれば命中にても偶中にても其國の民心に感ずる所は則ち自國の榮譽あれば兼て自大自尊を以て有名なる其民心を增長せしむるに事實の榮譽を以てそるの姿にして今後その擧動は決して尋常なるものにあらざる可し吾々日本人は近く之に隣して商賣上に又政治上に關係する所甚だ重大にして且繁多なるものなれば念の上にも念を入れ今日の出來事に應じて處置を施し又後日の出來事を未然に豫防し兼て又支那國全体の大勢に注意して大に覺悟する所のものなかる可らず次に鄙見を陳べん

官報

◎流行地虎列剌

流行地	月日	新患	新舊死亡
京都府	八月二十九日	十六人	四人
内上下兩京區ニ新患一人			
大阪府	同	百四十六人	百四人
内四區西成郡ニ新患九十四人新舊死亡六十五人			
神奈川縣	同	三十九人	二十四人
内横濱區ニ新患十八人新舊死亡十五人			
兵庫縣	同	二十四人	十六人
内神戸區ニ新患二人新舊死亡一人			
埼玉縣	同	八人	二人
千葉縣	同	二十四人	十一人
茨城縣	同	十五人	十六人
三重縣	同	四人	三人
山梨縣	同	五人	六人
長野縣	同	百九人	五十三人
青森縣	同	六十二人	三十四人
山形縣	同	六十二人	二十四人
秋田縣	同	九十三人	四十四人
福井縣	同	百八十人	九十四人
石川縣	同	七十人	三十四人
富山縣	同	百三十二人	七十九人
島根縣	同	十六人	七人
岡山縣	同	二十人	十四人
廣島縣	同	四十九人	三十四人
山口縣	同	二十人	十五人
和歌山縣	同	二十六人	十人
愛媛縣	同	十六人	八人
高知縣	同	二十七人	十九人
函館支廳	同	二十六人	三十人
小計新患千百二十八人新舊死亡六百五十七人			
新潟縣	八月二十八日	二百三十四人	百三十二人
内新潟區ニ新患四人新舊死亡七十七人			
長野縣	同	六十人	二十五人
石川縣	同	五十三人	十七人
山口縣	同	十六人	七人
小計新患三百六十三人新舊死亡百八十一人			
合計新患千四百九十一人　新舊死亡八百三十八人			

◎流行地外虎列剌　北海道廳去る二十七日より二十九日迄新患百五十一人、新舊死亡百十六人」群馬縣去る二十八日新患五人、新舊死亡一人」茨城縣去る二十七日新患三十三人、新舊死亡二十四人」栃木縣去る二十七日より二十八日迄新患十一人、新舊死亡八人」愛知縣去る二十五日より二十七日迄新患二十一人、新舊死亡十五人」靜岡縣去る二十六日より二十八日迄の新患十八人、新舊死亡五人」岐阜縣去る二十七日より三十日迄新患十四人、新舊死亡十七人」福島縣去る二十七日より二十八日迄新患九人、新舊死亡八人」宮城縣去る二十一日より二十二日迄新患一人、死亡一人」鳥取縣去る二十八日新患六人、新舊死亡十一人」徳島縣去る二十七日より二十八日迄新患七人、新舊死亡十三人」大分縣去る二十二日新患十五人、新舊死亡七人

◎東京患者週報　東京府管内に於て去る二十日より同二十六日迄虎列剌患者左の如し
　患者千六百四十七人　新舊死亡千二百四人
　但し患者毎百に附き死亡比例七十三人と〇一

◎仁川港輸出品の價格　本年八月七日附在仁川港領事官の報告に據るに去る六月中本邦より仁川港へ輸入せし貨物の總價格及同港より本邦へ輸出せし貨物の總價格は輸入品總價格六萬七千六百四十六圓二十一錢六厘、此の内輸入の最多額なるものと擧くれは四萬圓餘、米（日本産）五千圓餘金巾（英産）輸出品總價格四萬五千圓七十錢、此の内輸出の最多額なるものを擧くれは三萬圓餘、金巾（朝鮮産）八千圓餘牛皮朝鮮産なり（以上本年八月三十一日官報）

雜報

◎敍任　八月二十五日
任島根縣邑智郡長（奏任六等上級俸）　福本與儀
任仝縣鹿足郡長（仝）　佐々布溫
任仝縣仁多大原郡長（仝）　門野長造
任仝縣美濃郡長（仝）　山縣興幸
任仝縣周吉海士知夫郡長（仝）　中隈輝雄
任仝縣出雲神門郡長（仝中級俸）　根岸千夫
任仝縣能義郡長（仝）　若槻敬
任仝縣飯石郡長（仝）　村上信夫
任仝縣那賀郡長（仝）　赤間赳城
任仝縣邇摩安濃郡長（仝下級俸）非職島根縣收稅屬　中村秀年
任仝縣島根秋鹿意宇郡長（仝中級俸）　大野義就
任廣島縣安藝郡長（奏任五等中級俸）　杉山新十郎
任仝縣加茂郡長（仝）　中尾正名
任仝縣御調世羅郡長（仝六等上級俸）　小島範一郎
任仝縣豐田郡長（仝）　松浦唯次郎
任仝縣奴可三上惠蘇郡長（仝）　池田秀一
任仝縣高田郡長（仝）　名越巖莊太
任仝縣芦田品治神石甲奴郡長（仝）　三浦義建
任仝縣佐伯郡長（仝中級俸）　山口光風
任仝縣沼田高宮山縣郡長（仝）　中尾松太郎
任仝縣三次三谿郡長（仝下級俸）廣島縣警部　三村省
敍奏任官五等賜中級俸　仝縣廣島區長　栗原幹
仝　仝縣深津沼隈安那郡長　岡田吉顯
任和歌山縣伊都郡長（奏任五等下級俸）　中西光三郎
任仝縣名草海部郡長（仝）　平田綱一郎
任仝縣那賀郡長（仝）　兒玉仲兒
任仝縣日高郡長（仝六等上級俸）　赤城維羊
任仝縣東牟婁郡長（仝）　小川大海
任仝縣西牟婁郡長（仝）　秋山德降
任仝縣有田郡長（同中級俸）　野田四郎
敍奏任官五等賜中級俸和歌山縣和歌山區長　長屋喜彌太
任德島縣名東勝浦郡長（奏任五等中級俸）遞信屬　速水重敬
任仝縣那賀郡長（仝）　高井幸雄
任仝縣名西郡長（仝下級俸）東京府屬　米本少彌
任仝縣阿波麻植
任仝縣板野郡
任仝縣三好郡
任仝縣海部郡
任仝縣美馬郡
任愛媛縣大內
任仝縣小豆郡
任仝縣阿野鵜
任仝縣那賀多
任仝縣三野豐
任仝縣山田香
任仝縣東宇和
任仝縣上浮穴
任仝縣喜多郡
任仝縣西宇和
任仝縣南宇和
任仝縣新居周
任仝縣越智野
任仝縣宇摩
任高知縣幡多
任仝縣高岡郡
任仝縣吾川郡
任仝縣長岡郡
任仝縣香美郡
敍奏任官六等
任熊本縣飽田
任仝縣上益城
任仝縣阿蘇郡
任仝縣球磨郡
任仝縣玉名郡
任仝縣八代郡
任仝縣天草郡
敍奏任官五等
仝
任宮崎縣北諸
任仝縣宮崎北
任仝縣東臼杵
任仝縣南那珂
任仝縣西諸縣
任仝縣東諸縣
任仝縣兒湯郡
任仝縣西臼杵
任鹿兒島縣大
任仝縣給黎阿
任仝縣始良菱
敍奏任官四等
敍奏任官五等

◎小學生徒り
の巨額に達し
れども又一般
も見るを得べ
完全にて一般
頃は小學生徒
と該法は從來
の頃より節儉
扶助する趣あ

◎避病院の實
て其實況と目
ものなり目下
らんと欲する
前略患者の入
込ませ受附へ
事務掛は護送
名住所等を帳
診察し其輕重
病室の番號を
手當を要する
、處方帳、病症
時に看病人は
（患者は皆此衣
け患者に衣服
病室に送る其
殆んど驚入た
た付くともあ
上を數すとあ
所は常に床
は幾人來ると